



確定申告についてお知らせします

間もなく令和3年分の確定申告が始まります。申告書は自身で作成し、国税電子申告・納税システム(e-Tax)または郵送などで提出してください。

申告と納税の期限

所得税及び復興特別所得税・贈与税 **3月15日(火)** 消費税及び地方消費税 **3月31日(木)**

※所得税・消費税及び地方消費税の納税は、便利な口座振替をご利用ください。

確定申告会場

と き **2月7日(月)～3月15日(火)**
(土・日曜日、祝日は除く)
9時～17時(受付16時まで)
ところ **イオンモール鈴鹿2階**
イオンホール

入場整理券が必要です

会場の混雑緩和のため、入場には「入場整理券」が必要です。「入場整理券」は会場での当日配布またはLINEアプリを使ったオンラインでの事前発行で入手できます。

※入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。

ご注意ください

- ・9時から10時までの間、会場への入口は専門店街「南入口」のみです。
- ・確定申告会場の開設期間中は鈴鹿税務署において申告相談は行いません。1月4日(火)から2月4日(金)までおよび3月16日(水)以降(土・日曜日、祝日は除く)は、鈴鹿税務署で申告相談を行います。なお、1月17日(月)から2月4日(金)までは、「入場整理券」が必要です(12月までに電話などで予約をされた方は除く)。
- ・入場時に、検温を実施します。37.5℃以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。なお、発熱などの症状のある方や体調の優れない方は、来場を控えていただくようお願いします。
- ・ご来場の際は、マスクを着用していただき、入口などで手指アルコール消毒液をご利用ください。また、できる限り少人数でお越しください。

自宅のパソコン・スマホからe-Taxで!

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、税額などが自動計算され、申告書などが自宅のパソコンやスマートフォンで簡単に作成できます。作成した申告書は、マイナンバーカードまたはID・パスワードでe-Tax送信することができます。

また、作成した申告書を印刷し、郵送などで税務署に提出することもできます。新型コロナウイルス感染防止のため、より安全・安心な自宅からのe-Taxをご利用ください。

※マイナンバーカードを使用してe-Tax送信する場合は、ICカードリーダーまたはマイナンバーカード対応のスマートフォンが必要です。

※ID・パスワードは、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署で事前に取得してください。

※申告書を郵送する場合は、申告書に本人確認書類の写しの添付が必要です。



国税庁
ホームページ



申告書などの送付内容が変更されます

前年に申告書等用紙が送付されている方のうち、令和2年分の「所得税及び復興特別所得税」または「消費税及び地方消費税」の確定申告書を、右の対象相談会場で提出された方は、令和3年分の確定申告から、申告書等用紙に代えて、「確定申告のお知らせ」が送付されます。



※「確定申告のお知らせ」とは、確定申告書の受付期間や納期限、予定納税額など確定申告書の作成に必要な情報を記載しているはがきまたは通知書です。

対象の相談会場

税理士会による無料相談会場
地方団体による相談会場
青色申告会による相談会場

お願い

「確定申告のお知らせ」が送付される方は、申告書のほか青色申告決算書や収支内訳書などが送付されません。国税庁のホームページから様式をダウンロードするなどの対応をお願いします。

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)について

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が導入されています。

所得税及び復興特別所得税や贈与税などの申告書は、税務署へ提出するたびに、申告者本人のマイナンバー(個人番号)の記載および本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

なお、控除対象配偶者、扶養親族および事業専従者などの方についても、マイナンバーの記載が必要ですが、その方の本人確認書類の提示または写しの添付は不要です。

※国税のマイナンバー制度に関する情報や法人番号の最新情報は、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度<マイナンバー>」をご覧ください。



本人確認書類の例

【例1】

個人番号カード(番号確認と身元確認)



【例2】

通知カード(番号確認)

＋
運転免許証や健康保険の被保険者証など
(身元確認)



令和3年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要な主な方

令和3年中に事業、農業、不動産所得のある方や各種の所得の合計額(譲渡所得や山林所得を含む)が、所得控除(扶養控除、基礎控除等)の合計額を超える方

給与と所得のある方で 令和3年中	給与の収入が2,000万円を超える方
	年末調整済の給与以外の所得の合計額が20万円を超える方
	給与を2カ所以上からもらっている方
公的年金等の収入のある方で 令和3年中	同族会社の役員などで、その会社から給与のほかに貸付金の利子、土地などの賃貸料の支払いを受けている方
	公的年金等の収入金額が400万円を超える方
	公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円を超える方

問合せ 鈴鹿税務署(個人課税第一部門) ☎382-0353(ダイヤルイン)